

令和元年度 第2回理事会の開催

令和元年度 第2回理事会が、令和元年6月25日、明治記念館・丹頂の間において開催された。本理事会では、議決事項として、「日本獣医師会職員就業規則の一部改正に関する件」について諮られ、承認された。次に協議事項として、「第76回通常総会対応に関する件」について協議し、了承された。続いて説明・報告事項として、「1 特別委員会に関する件」、「2 部会委員会に関する件」、「3 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」、「4 その他」について説明、報告がなされ、連絡事項として、「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件」が説明された。第2回理事会の議事概要は下記のとおりである。

令和元年度 第2回理事会の議事概要

- I 日時：令和元年6月25日(火) 10:30～12:00
 II 場所：明治記念館・丹頂の間
 III 出席者：
 【会長】 藏内勇夫
 【副会長】 砂原和文、村中志朗
 酒井健夫（学術・教育・研究兼獣医学術学会担当職域理事）
 【専務理事】 境 政人
 【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）
 渡邊 健（東北地区）
 鳥海 弘（関東地区）
 天野芳二（東京地区）
 松澤重治（中部地区）
 玉井公宏（近畿地区）
 春名章宏（中国地区）
 塩本泰久（四国地区）
 草場治雄（九州地区）
 【職域理事】 西川治彦（産業動物臨床）
 横尾 彰（家畜共済）
 大林清幸（小動物臨床）
 川嶋和晴（家畜防疫・衛生）
 加地祥文（公衆衛生）
 木村芳之（動物福祉・愛護）
 栗本まさ子（特任）
 【監事】 浦山良雄、柴山隆史、鈴木一郎
 【オブザーバー】 北村直人（日本獣医師連盟委員長）
 IV 議事：
 【議決事項】
 議案 日本獣医師会職員就業規則の一部改正に関する件
 【協議事項】
 第76回通常総会対応に関する件

【説明・報告事項】

- 1 特別委員会に関する件
- 2 部会委員会に関する件
- 3 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- 4 その他

【その他の報告・連絡事項】

- 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- 2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要：

【開会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立すること、オブザーバーとして本会顧問である北村日本獣医師連盟委員長に出席を依頼したことが報告され、開会した。

【会長挨拶】

- 1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。
 「役員各位におかれては、大変お忙しい中、令和元年度 第2回理事会に出席いただき厚くお礼申し上げます。
 本日は、第76回通常総会を控えての理事会である。本理事会、総会をもって、役員を退任される皆様方には、本会の事業推進にご尽力を賜り心から厚くお礼を申し上げます次第である。

ご承知のとおり去る6月12日、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律が国会で成立し、さらに21日、愛玩動物看護師の国家資格化を規定する、愛玩動物看護師法も成立した。この2つの法律は、地方獣医師会、理事会、総会における強い要請を受け、日本獣医師連盟の北村委員長と共に車の両輪となって努力を重ねてきた経緯があり、日本獣医師会の将来にとっても大変重要な意味を持つと認識している。

愛玩動物看護師については、この法案の成立により愛玩動物看護師制度が確立され、国家資格をもった動物看護師が、われわれのチーム獣医療に大きく貢献をしてく

れるものと考えている。今後、様々な具体的課題を整理する必要はあるが、今後とも皆様方のご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます。」

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

議案 日本獣医師会職員就業規則の一部改正に関する件

境専務理事から、「働き方改革」により労働基準法が改正され、平成31年4月から1年間に10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられたことから、その旨を追記することとして、日本獣医師会就業規則の一部改正について承認が求められた後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

【協議事項】

第76回通常総会対応に関する件

境専務理事から、第76回通常総会における議事運営等について説明され、異議なく了承された。

【説明・報告事項】

1 特別委員会に関する件

(1) 境専務理事から、「One Health」推進特別委員会の課題別委員会である医師会との連携強化推進検討委員会及び薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会、動物飼育環境整備推進特別委員会の課題別委員会である家庭動物飼育環境健全化検討委員会について次のとおり説明がなされた。

ア 医師会との連携強化推進検討委員会については、5月21日に第2回委員会を開催し、報告書の取りまとめを行った。報告書については、まず、前期までの主な成果として、平成25年11月に医師会との連携協定を締結し、25、26年度には特別委員会を設置し、医師会との連携シンポジウムを2回開催したこと、次に27、28年度の第2期目の委員会では、平成28年11月に「第2回世界獣医師会—世界医師会“One Health”に関する国際会議」を開催し、併せて55全ての地方獣医師会が地域の医師会と学術連携協定を締結したこと、さらに連携シンポジウムを3回開催したこと等について記載した。

また、今期29、30年度の第3期目の委員会では、連携シンポジウムを秋は薬剤耐性、春は共通感染症をテーマに年2回の計4回開催したこと、厚生労働省が本シンポジウムの企画・運営に参画し、三者

主催で開催し、費用面の負担軽減や広報面の充実が達成できたこと等について記載した。

さらに地方獣医師会における医師会との連携については、各地域においてシンポジウム、研修会等が開催されているが、地域においては活動を積極的に実施されていない事例もあり、今後、先進事例を地方獣医師会に提供し、全国的な連携活動の推進を図るべきこと等について記載した。

最後に今後の連携推進のあり方として、2nd GCOHで採択された「福岡宣言」に基づき三者によるシンポジウムの継続、地方獣医師会への優良事例の提供により、本取組みの一層の進展に努力すること等について提言した。

イ 薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会では、今期の報告書の取りまとめを行った。報告では、まず、薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2016-2020）に基づく農林水産省による調査として、①愛玩動物分野における人用抗菌剤の销售量調査では、平成28年1年間で6,480kg、動物用抗菌剤を合わせると合計14,371kgであり、人用抗菌剤の割合は45.8%という結果であったこと、使用されている抗菌剤は第1・第2世代のセファロスポリンが約48%、ペニシリン系が約30%で、人の医療で重要なフルオロキノロン系、第3世代セファロスポリン系、カルバペネム系は比較的少なかったこと、②疾病罹患愛玩動物（犬・猫）由来細菌の薬剤耐性モニタリング調査結果では、平成29年で、動物種及び菌種で幅はあるが、第3世代セファロスポリン耐性率は25～80%、フルオロキノロンは30～80%であったこと、③健康な愛玩動物由来薬剤耐性菌モニタリング調査は、現在、全国178カ所の小動物診療施設の協力を得て、分離した大腸菌、腸球菌等について現在集計中であること等について記載した。

次に本会が独自に実施した小動物診療施設における動物用・人用・輸入医薬品の使用実態調査について、動物用抗菌剤が37%、人用抗菌剤が62%、輸入が1%という結果で、農水省の調査よりも人用抗菌剤が大量に使用されていたこと、一方で、小動物用の医薬品が承認・許可されていれば、それらを優先的に使用する傾向が示唆されたこと等について記載した。

さらに今後の薬剤耐性リスク管理のあり方として、小動物診療現場では、伴侶動物の生命と健康を守ることが最優先であり、フルオロキノロン製剤等、効果が見込める抗菌剤を使用せざるを得ない現状にあること、一方、承認・許可された動物用医薬品が少ない上に、動物用抗菌剤は価格が割高なこと

から、人用抗菌剤が広く使用されていること、このため人用医薬品の転用による動物用医薬品の承認促進と、飼育者の利便性を高め、価格が割高となっても市場競争力を確保できるように剤形変更手続きの簡略化が必要であること、については薬機法関係事務取扱を規定した農水省による関係通知を改正し、①承認特例措置にフルオロキノロン系等製剤を含むこと、②特例措置による承認に必要とされている添付資料について、「特別承認申請可能医薬品リスト（仮称）」を作成し、これに掲載された人用医薬品の転用申請の場合はすべて不要とし、又は現場での使用実態確認の目的を超える資料提出を不要とすること、及び③人用医薬品と剤形が異なる場合等に課せられている生物学的同等性試験等は不要とし、対象動物を使用した安全性試験及び用法用量決定試験により確認すること等について提言した。

ウ 災害時動物救援対策検討委員会では、今期報告書の取りまとめを行った。報告書には、まず、「災害時動物救援の地域活動ガイドライン」の策定として、平成19年に作成した「地域活動マニュアル策定のガイドライン」を全面改訂し、獣医師会における災害対策、自治体との協定書に最低限規定すべき事項、地方獣医師会としての災害対応計画の策定を追記したこと等について記載した。

次に「日本獣医師会災害対策マニュアル」の策定として、被災地の地方獣医師会を支援するための対応、獣医療提供体制を復旧するための支援、さらに本会が記載した場合の対応等について記載した。

さらに委員会の公開型拡大会議を、平成31年2月8日、獣医学術学会年次大会（神奈川）に併せて開催し、各地方獣医師会の事務局、防災担当者が参集して、岡山県の豪雨災害、北海道の胆振東部地震の活動報告、「地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル」の説明、VMAT講習会の開催と講習会修了認定の説明がなされたこと等について記載した。

2 部会委員会に関する件

境専務理事から、各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部長である職域理事等から次のとおり説明がなされ、本件は了承された。

(1) 酒井副会長から次のとおり説明がなされた。

ア 獣医学術部会における獣医師生涯研修事業運営委員会については、5月27日に第12回委員会を開催し、報告書の中間取りまとめを行った。

報告書では、まず、事業のこれまでの経過として、19年目を迎えたが、近年の申請者数が伸びないと

いう課題に対し、平成27年からインターネットを活用した申告システムの導入、それに伴い、手数料を5,000円から2,000円へ減額したこと等について記載した。

次に事業が抱える課題として、申告によるメリットがないという課題に対し、広告規制の緩和について、薬剤師に係る規制と同様に、関係省庁への働きかけが求められること、医療広告との比較からも獣医療の規制は厳しい状況である一方、医療分野では改正医療法によりインターネット広告を規制の対象としたことから本会も情報の収集に努め、対応を図る必要があること等について記載した。

続いて、時代に応じたカリキュラムの見直しのほか、在宅研修教材の追加として、日本獣医師会雑誌の獣医師生涯研修事業のページQ & Aのうち110問をまとめ、冊子としての発刊を進めていること、eラーニングシステムを拡大し、大会等の講演の配信を継続すること等について記載した。

また、認定証取得制度の見直し、特に認定証の有効期間の設定等の検討として、9年後認定証を取得後の取組みへの意欲を継続させるため、認定期限を設定すること等について記載した。

最後に継続して自己学習、自己研鑽を行い、獣医師の獣医療に対する知識・技術の高位準化を目指し、社会の期待に応える獣医師人材育成に資するべく、普及・啓発活動を行い、自己学習を支援することとして、来期に向けて継続して検討する必要があること等について提言した。

イ 国際交流推進検討委員会については、5月27日に第3回委員会を開催し、報告書の取りまとめを行った。

報告書では、まず、本会の国際交流の取組みの現状と課題として、これまでのWVA、FAVA大会等への本会役員の出席と、今後、運営や課題解決のための積極的な関与の必要性等について言及した。

次に今期における取組みとして、①WVAにおける活動として、本会役員の評議員会での意見具申による、WVA事務局体制及び事務執行体制の改善、各種委員会、ワーキンググループの活動推進、②FAVAにおける交流活動として、本会の積極的な交流推進、③東アジア三カ国獣医師会の学术交流推進覚書の締結として、平成30年度獣医学術学会年次大会において本覚書に基づき開催した「東アジア三カ国獣医師会サミット」に続く、シンポジウム等の開催の継続、④第30回世界牛病学会2018札幌についての開催報告、⑤アジア地域臨床獣医師等総合研修事業の取組み状況に加え、英語版ホームページの設置について記載した。

(2) 西川産業動物臨床部会長から次のとおり説明がなされた。

産業動物臨床部会における産業動物臨床・家畜共済委員会については、5月13日に第27回委員会を開催し、報告書の取りまとめを行った。

報告書では、まず、1つ目のテーマである産業動物診療獣医師の確保については、大学において現場を踏まえた獣医学教育、計画的かつ組織的な対応により、現場実習が実施されるよう「大学で養成すべき産業動物臨床獣医師及び参加型臨床実習について」を取りまとめ、大学側に提言したこと、産業動物診療分野への誘導方策として、中高生に対する早期の取り組みが望まれること、また、獣医師の現場定着を図るための対策として、卒後研修の充実や職場環境の改善は不可欠とし、さらに長期代替獣医師の確保対策として、再雇用制度の充実や都道府県における人材バンクの設置が求められること等について記載した。

次に抗菌剤等の適正使用については、適正な診察に基づく抗菌剤の処方及び適正使用を確保するため、農場管理獣医師の制度化による法令遵守の徹底が望まれること、要指示医薬品制度の適正な運用のため、農場管理獣医師による要指示医薬品指示書の一元的な管理、診療カルテと連動した指示書の一括管理システムの導入及び違反事例の刑事告発のほか、要指示医薬品指示書様式の改善等の制度運用の見直しが求められること等について記載した。

さらに今後の産業動物診療体制については、農畜団体系家畜診療所の課題である①獣医師の確保対策として、学生の臨床実習の受入れ及び現場獣医師の研修体制の構築、地域偏在及び職域偏在是正のため、希望する都道府県の就業を条件とする地域枠を大学入学枠としての設置、また、これまで無料サービスで実施してきた予防獣医療、生産獣医療の有料化による収入の確保と給与の引き上げ、さらには農場管理獣医師を中心としたチーム獣医療体制構築等による役割分担等業務の見直しが望まれること、②農場 HACCP 及び JGAP の取り組み推進として、認証取得のための専門家としての役割、安全な畜産物の安定的な供給への貢献等について、消費者へのアピールが求められること、③さらに、県単位の協力体制及びブロック単位の協力体制に関する取り組み推進として、県内の共済団体、開業獣医師、家畜保健衛生所等の役割分担と協力体制及びブロック単位の協力体制の具体的な構築が必要であること等について記載した。

(3) 大林小動物臨床部会長から次のとおり説明がなされた。

小動物臨床部会における小動物臨床委員会では、現

在、報告書の取りまとめを進めている。

報告書には、まず、愛玩動物看護師法の成立によって、動物看護師がそれぞれ専門性を生かして動物診療の補助に当たること、高度かつ専門的なチーム医療の実現が可能となること、注射、投薬、採血、マイクロチップの装着も獣医師の監督下で実施できる方向が望まれること、また、国家資格となった際、現場で愛玩動物看護師を積極的に雇用するよう地方獣医師会に周知と協力依頼を行う必要があること等について記載したい。

一方、動物看護師統一認定機構、一般社団法人日本動物看護職協会における、適切な事業運営の確保と、業務実施体制の確立等に対する支援継続を行う必要があること、また、国家資格を持たない動物看護師の呼称についても検討する必要があること、看護師の試験を受けるための講習会の受講等について、具体的な講習内容を検討する必要があること等について記載したい。

さらに、広告規制により、専門医、認定医の広告ができない現状を踏まえ、農林水産省で検討を予定している広告規制の緩和に併せて本課題を十分協議する必要があること等について記載したい。

(4) 川嶋家畜衛生部会長から次のとおり説明がなされた。

家畜衛生部会、公衆衛生部会における家畜衛生・公衆衛生委員会については、5月28日に第4回委員会を開催し、報告書の取りまとめを行った。

報告書には、まず、検討テーマである公務員獣医師の確保と処遇改善の取組みについて、各都道府県の現状の取組みを踏まえて、さらに人員確保のための採用試験における採用年齢や採用方法等の改善、魅力ある職場の周知、計画的な再任用・再雇用・代替職員雇用の推進、自治体による人材バンクの設置、初任給調整手当を恒久的な支給とする要請と獣医師専門職給料表の導入推進、獣医師職員人事の一本化による幹部職ポストの獲得、ライフスタイルの多様化を踏まえた柔軟な勤務形態の導入等による職場環境の改善、本会による獣医療提供体制整備推進総合対策事業を活用した研修の場を用いた専門性の向上等の取組みなどを加え、魅力ある職場への改善が求められること等について記載した。

次に医師会との連携強化に向けた行政側からの支援対策については、全ての都道府県が動物由来感染症対策検討会等を積極的に開催し、地方公共団体の参画支援のもと、医師と獣医師が同じテーブルにつけるような機会を定期的に設け、それぞれ医療及び獣医療を専門とする医師及び獣医師が、人と動物の健康の増進を

通じ、国民の生活向上に貢献する使命を遂行できるよう、行政からの積極的な支援が重要であること等について記載した。

さらに、見学型／体験型家畜衛生・公衆衛生実習への協力体制について、家畜衛生・公衆衛生実習の計画的な、かつ組織的な見学型／体験型実習が実施されるよう、「大学で養成すべき公務員獣医師及び体験型衛生実習について」を、獣医学実践教育推進協議会を通じて大学に提案したこと等について記載した。

なお、今後、人口減少により2040年に多大な影響が現れるとの仮説を踏まえ、将来推計人口を確認したところ、現在、人口の減少率の非常に高い地域は、公務員獣医師の確保が難しい地域でもある。特に一部の地域では、25年後には、人口が30%減少すると試算される実情を踏まえると、現在のような小手先の取組みでは、公務員獣医師の確保、さらに家畜衛生の業務遂行は困難となることから、大局を捉えた大きな視点での取組みを検討すべき時期が来るものと思われる。

(5) 木村動物福祉・愛護部会長から次のとおり説明がなされた。

動物福祉・愛護部会における学校動物飼育支援対策検討委員会では、今期報告書の取りまとめを行った。

報告書には、まず、学校動物飼育支援対策の確立と推進について、小学校におけるOne Healthの推進と学校保健安全法への反映として、小学校におけるOne Healthの実践、学校保健安全法における学校獣医師の明記の必要性について、また、動物愛護管理法における学校動物の位置付けについて、動物愛護管理基本方針へ地方公共団体による獣医師会との連携と支援の明記、動物愛護管理推進計画に具体的な獣医師会の役割の明記、教育関係者への獣医師との連携の必要性の普及啓発の必要性等について記載した。

次に今期における取組みについて、委員会及び市民公開シンポジウムの開催、「がっこう動物新聞」の発行、地方獣医師会への飼育支援実態調査結果の公表等を実施し、今後の方策を検討したこと等について記載した。

さらに、来期の学校動物飼育支援対策検討委員会の取組み課題について、小学校におけるOne Healthの実践、動物愛護管理推進計画のあり方、地方獣医師会への学校動物飼育支援実態調査の実施、「がっこう動物新聞」の発行の4点を検討する必要があること等について記載した。

なお、文末に近年の家庭における犬猫の飼育率が減少する中、子どもたちは、学校で飼育されている動物が適切に管理されていることにより、弱者を思いやる心や責任感を育むとともに、動物を飼育したいという

気持ちが芽生えると思われ、引き続き獣医師会での取組みの推進が重要であること等について記載した。

(6) 栗本特任理事から次のとおり説明がなされた。

職域総合部会における女性獣医師支援対策検討委員会では、今期報告書の取りまとめを行った。

報告の内容は、まず、これまでの委員会の報告として、農林水産省の補助事業も活用して、可能な限り対策を進め、5つの課題に取り組んだこと、さらに今後の課題として、女性獣医師の獣医師会加入推進につなげたい新たな提案を取りまとめたこと等について記載した。

次に、新たな提案として、①2030年目標の設定として、これまでの目標に加え、「2030年までに獣医師会の女性役員を30%以上に、女性の獣医師会加入率を男性と同じにすることを目指す」としたこと、②ロゴ等の活用として、獣医師としての社会的な使命の自覚・誇りを共有し、加入促進につなげることを期待して、新たな配色による日獣ロゴの名刺への印刷、新たな配色による日獣バッジの着用を試みること、③地方獣医師会への定期アンケートは、毎年実施している地方獣医師会への定期調査の1つとして、継続的に依頼し、結果を公表すること等について記載した。

さらに、最後に、平成25年に最初の委員会が設置されて6年を経過し、最初の報告書で、獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために必要とされた対策、これは獣医師全体の働き方改革につながるものであり、本会全体の重要課題として、できることから早急に取組みを進める必要があること、残された取り組むべき課題である、相談窓口、求人サイトの見直し等については、大学、地方獣医師会、その他の団体、各職域、職場等からも積極的に広くご意見、ご提案をいただき、取り組むことが重要であること、女性獣医師応援ポータルサイトの情報も活用して取組みを進めること依頼すること等について記載した。

なお、文末に添付したメッセージについては、必要に応じて加筆、修文等してご活用いただきたい。

3 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境専務理事から、令和元年5月11日以降6月10日までの業務概況等について説明がなされ、本件は了承された。

【その他報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境専務理事から、当面の関係会議等の開催日程について説明がなされた。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

(1) 欠席された北村連盟委員長の代理として、境連盟会計責任者から、次のとおり報告がなされた。

本通常国会で6月12日に動物愛護管理法の一部改正法が、また、6月21日に愛玩動物看護師法が全会一致で可決成立した。これも本連盟と日本獣医師会、地方獣医師会と地方連盟が連携して粘り強く活動を実施された結果、30年の長きにわたる取組みが結実したものであり、今後、国民に貢献できるよう活動を進めたいと考えている。

具体的には、動物愛護管理法の改正により、販売用の犬猫にマイクロチップの装着・登録が義務づけられたが、その他の犬猫については努力義務とされた。このため5年後の見直しの際には、全ての犬猫に装着・登録が義務づけられると思われ、そのため様々な制度運営が円滑かつ適正に進むよう尽力する必要があると考える。

加えて、本法に獣医師による虐待の通報が義務づけられたが、業務において持ち込まれた傷病動物に対する虐待の有無の判断については、環境省では具体的な基準を示すことは困難と考えられることから、個別に具体的にその時の事例に応じて判断する必要がある。これは、獣医師の専門的な判断が期待されるものであるが、判断が困難な際は担当の行政機関に通報し、対応を委ねることになると思われる。

一方、愛玩動物看護師法については、これまで獣医師以外が診療補助行為を行うことは、厳密には獣医師法17条違反であったが、今回の法制定により愛玩動物看護師による診療補助業務が法的に認められたことになる。今後、愛玩動物看護師と獣医師の適正な役割

分担による連携の下、チーム獣医療の提供体制の充実を図ることが、本会に課された課題である。

今回の2法案は、自由民主党獣医師問題議員連盟、公明党獣医師問題議員懇話会をはじめ、超党派の関係議連が一つの方向に纏まり、全会一致で成立したが、中央のみならず地方における様々な要請活動が功を奏した結果でもあり、地方におかれても尽力された国会議員へのお礼をお願いしたい。

なお、7月に予定されている参議院議員選挙については、当初、支援を予定していた候補者が地元の市長選挙に立候補することになり、急遽、別の候補者を支援することとなったが、異議なく賛同いただき感謝申し上げる次第である。

日本獣医師連盟としては、本参議院議員選挙をはじめ、引き続き各位にご支援をお願い申し上げ報告とさせていただきます。

(2) 質疑応答として、愛玩動物看護師法の「愛玩」の「玩」表記について、別の法律では「愛がん」とされているのではないかとの確認がなされた。これに対し境連盟会計責任者から、平成20年当時は「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」というように平仮名表記であったが、その後「玩」という字が常用漢字に認められ、本法律は漢字表記となった旨説明された。

【閉 会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力に対するお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。